

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度

包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (28年度)	令和2年度の措置状況	担当課	
<p>3.13 保育園(芋井、青池、清野、西条) (意見) 指定管理料の算定について (報告書88ページ～89ページ)</p>	<p>平成26年度は定員の減少による国の定める運営費単価の増加及び実際の園児数の増加によって指定管理料は前年度に比べて増額することになり、指定管理者においては18,335千円の利益が生じており、市の負担が増加している。 市では指定管理料を国の定める運営費単価により算定することとしており、その運用は、「保育所運営費の経理等について(平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知)」等、国の示す基準によって行われている。上記の通知では、保育所運営費のうち、人件費は給与・賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費は物件費・旅費等保育所の運営に必要な一切の経費に支出されるもの、事業費は保育所入所児童の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、また、長期的な施設経営を確保するために、一定の要件を満たしている場合には積立も認められる等の基準が示されている。 しかしながら、平成26年度の指定管理料は、前述したように運営費単価の増加及び園児数の増加という計算要素の変動により増額されたもので、「長期的な施設運営を確保するための積立」という政策的な目的のために剰余金を留保するよう増額されたものではない。指定管理料の算定においては、長期的な施設経営を確保する政策目的があればその目的を明確にし、国の定める運営費単価を参考としつつも適正な水準になるよう算定方法を検討することが望まれる。</p>	<p>指定管理者の事業内容について、改めて精査し、適切な保育所運営が図られるよう、運営費(人件費・事業費・事務費)の適正な執行を指導する。また、国の定める保育所の運営基準を満たした上で、なお大幅な剰余金の発生が連続した場合には、指定管理料の算定方法の見直しを検討する。</p>	<p>指定管理保育園4園は、指定管理者のサービス維持・向上の取組等により利用者の確保を最優先に適切な運営が図られている。指定管理料は、国の定める施設型給付費と同様の算定をすることとしており、国の施設型給付費には、積み立て費用は含まれていない。 当該園の指定管理者は、5年毎に選定が行われるため、指定管理事業の更新(R3.4)に向けて、国の定める施設型給付費を参考に、「長野市指定管理制度ガイドライン」に基づく適正な水準の指定管理料積算方法について事業者と協議し、見直しを行った。</p>	<p>保育・幼稚園課</p>
<p>3.29 不動温泉保養センターさざり荘、信州新町ふれあい公園、信州新町青少年旅行村 (意見) 青少年旅行村の廃止について (報告書180ページ～181ページ)</p>	<p>青少年旅行村は青少年の健全な旅行の推進をはかり、あわせて過疎地域の振興に資する観光レクリエーション施設でキャンプ場、広場、遊歩道、中央管理棟などが整備されている。旧運輸省の補助制度により、全国80か所で各市町村によって整備されている。 当施設は制度が始まって日本で第1号として昭和50年に開設されたものである。一時は隆盛を見たが、近年では各所にキャンプ場等同様の施設が開設され、また当施設の老朽化が進んでいることから、利用者は減少する一方である。また、熊、蜂、マムシ等の出没情報が相次ぎ、「クマ出没注意」の注意看板が掲示されたことから旅行代理店や利用者から敬遠されるようになった。平成25年度に当施設の運用は休止となり、老朽化により浄化槽を廃止、管理棟は使用ができず、また、漏電が認められたため通電を停止しており、再開は見込めない状態である。 このような状況下、指定管理者は消防法による消防署点検への立会い、見回り、取り付け道路の草刈り等最低限の維持管理を行っており、コストがかかっている。 再開が見込めない状況での維持管理は市及び指定管理者にとって負担となるため、できるだけ早い段階での設備の廃止が望まれる。</p>	<p>「長野市公共施設マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を検討する。</p>	<p>令和2年度において、施設の今後の在り方等について、地元及び地権者と検討会議を実施した。また、会議では早期の解体・撤去及借地の返還を求める意見が出された。 それに伴い、信州新町地区と協議を行い、施設の廃止に向けた手続を進めるとの方針が示されたことから、令和3年3月末に条例を廃止した。</p>	<p>観光振興課</p>